

自転車指導啓発重点地区（鰍沢警察署）

令和4年5月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話の使用運転（※傘差し）
- 歩道通行や右側通行



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「自転車は原則」車道の左側を通行！

危険防止で歩道を通行するときは、自転車を降りて歩きましょう。



【重点地区】 県立青洲高校周辺

➢ 選定理由

- ・ 峠南地区の3高校が統合され、県立青洲高校へ通学する学生の自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 管内高校生の自転車による事故が多発傾向（R3 前年比+7件）
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

基盤地図情報（国土地理院）をもとに山梨県警が加工